

検察審査会 「ランクアップが発端」

市民目線で「不起訴」はダメ

「甲良町では官製談合事件と盗水問題が解決しないと職員も町民も落ち着かないようだ」との声が寄せられています。警察・検察の厳正な捜査が求められています。解決に向けて動き出すためにも、「不正はゆるさない」との町民世論がカギとなるのではないのでしょうか。

今年7月、検察審査会が「不起訴不当」とした議決を争点ごとに、どう判断したか見ることにしましょう。

検察審査会は11人の市民で構成し、検察の不起訴処分の可否を判断する制度です。審査申立人の「被疑事実」を判断の対象としました。

入札参加指名基準を変更し、浜野工務店が入札参加可能となったこと→→どう判断したか？

【議決】国交省通達に基づく事務手続きであり、直ちに不起訴を不当とするものではないが、事項以降の疑義により、そもそもランクアップさせたことが本件被疑事実の発端となるものと考えます。

【解説】
「国交省通達に基づく事務手続きであり」と何の根拠も理由も検討しないまま野瀬主監の言い分を採用し、その結果「直ちに不起訴を不当とするものではない」とした判断は容認することができません。しかし、

「ランクアップ」が「本件被疑事実の発端」となったと的確な判断を示しました。

非公開の最低制限価格と浜野工務店の落札額が完全に一致したこと→→どう判断したか？

【議決】浜野工務店の入札額が、本件工事の最低価格に一致したことの説明について、検察は関係者の供述等から偶然の一致であったとすることを覆せないとしたが、本件では短期間のうちに大規模工事の入札に参加可能になり、安易に想像できない最低制限価格と同額で入札したことに不信感をもった。

【解説】
従来基準なら入札に参加できない浜野工務店が「大規模工事」の入札に参加できるようになったことなど、核心部分で検察の判断の粗雑さ、踏み込みの無さを厳しく批判しています。検察が「覆せない」としたのは、単に4人が「やりました」と白状しなかったことを口実に、ギブアップした「検察としての任務放棄」を厳しく批判した様子が受け取れます。

予定価格を公示する際、40万円をカットして掲示したことなど予定価格漏えい→→どう判断したか？

【議決】A 本件の予定価格は、従前の決定方法によらず、被疑者野瀬は、業者に最低制限価格を読まれないようにするためとしてその決済額を変更していることについて、従前は事務手続き上の適否の判断以上の決裁者権限を行使した前例が存在しないことから、今回に限り意図的に業者に最低制限価格が分からないような歩切りをしたものと思われ、予定価格調書作成名義人である被疑者山崎は予定価格の決定にどう関与していたのか

を明らかにした上で、調書作成およびその秘匿についての責任を追及する必要があると考える。

【解説】
宝来証言とも附合する「業者に最低制限価格を読まれないようにするため」という官製談合の核心部分での行政側の中心人物の意図を明確に認定した上で、「決済額を変更」「従前の決定方法によらず」という事実関係についても百条委員会の決定を擁護。そして山崎前町長の関与・責任を「追及する必要がある」と検察に

入札結果表（入札額の高額順に並び替え）

（地域介護福祉空間施設および子育て支援センター建設工事）

| | 指名業者 | 入札額 | 比率 % | 1億7840万に対する比率 |
|-----------|-----------------|----------------|---------------|---------------|
| 6 | (株)辻正 | 1億7780万 | 99.887 | 99.66 |
| 5 | (株)土屋組滋賀彦根支店 | 1億7530万 | 98.483 | 98.26 |
| 4 | (株)長組 | 1億6500万 | 92.696 | 92.48 |
| 3 | 丸平建設(株)滋賀支店 | 1億5700万 | 88.202 | 88.00 |
| 2 | 淀建設工業(株)滋賀支店 | 1億5219万 | 85.500 | 85.30 |
| 落札 | (株)浜野工務店 | 1億5164万 | 85.191 | 85.00 |
| 失格 | (株)マルヤマ甲良営業所 | 1億5150万 | 85.112 | 84.92 |
| 失格 | 辻真建設(株)彦根支店 | 1億5131万 | 85.005 | 84.81 |
| 失格 | 岐建(株)滋賀支店 | 1億4780万 | 83.033 | 82.84 |
| 辞退 | (株)秋村組彦根支店 | | | |
| 取扱き | (株)伊藤組 | | | |

公表予定価格は1億7,800万円（公表予定価格+40万円=1億7,840万円）
失格=最低制限価格を下まわって入札した社
比率=予定価格に対する比率
最低制限価格は1億5,164万円

甲良民報

2012年11月11日 534号
発行責任：日本共産党甲良町支部
連絡：甲良町在土463（西澤）
Tel.Fax38-4949

みなさんのお声・願いをお待ちしています 暮らし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123
日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】

踏み込んだ捜査を求めています。

【議決】B 甲良町の実施する工事入札の最低制限価格は積算価格の85%として地元企業の育成を目的とする適正な契約であるにせよ、40万円の歩切りにより本件工事全体の0.02%安い入札金額を失格とすること、直ちに適正な工事が行われないかもしれないとする理由と合致せず、単に積算価格はいくらなのかを当て合う競争にしかならないことから、積算価格が安易に分からないようにしたという正当性の主張は、返って公平性及び経済性の侵害にしかっていない。

【解説】

工事入札の最低制限価格の設定が積算価格の85%としたことを「地元企業の育成を目的」と単純に認めた弱点は残ります（「地元企業育成」は野瀬が口実に使った状況を宝来証言が暴いています）。しかし、浜野工務店と2番札との「0.02%」の僅差をもって「失格」とすること（表面の「入札結果表」を参照）が、手抜き工事などの防止になるなどという理由には当たらないとして明快に退け、「40万円の歩切り」は「積算価格が安易に分からないようにした」という野瀬主監の正当性の主張を否定したことは重要です。これは、行政が行う「入札」という行為が、参加した業者全てが公平な競争と入札の結果得られるであろう「より安い価格」で請け負う業者に発注し、公金の節約を図る「経済性」を追求する「地方自治法」の趣旨に背いていることを明確に批判したものです。

「（最低制限価格の秘密は）4人しか知らんこと」との野瀬主監とY氏との会話の録音→→どう判断したか？

【議決】被疑者野瀬は、Y（議決には実名が記載）に脅され、その状況から逃れたいために4人が入札情報を知っていたと真実ではないことを言ってしまった。」というが、よほどの身の危険を感じない以上、自己が犯罪となる重要な内容の発言はしないものと考え、その真実については疑問が残る

【解説】

「4人しか、知らんこと」と録音されているのは野瀬主監が事実と違うことを口走ったと主張していることに「疑問が残る」と判断したのです。「つい本当のことを言ってしまった」と明かした宮崎議員（当時）証言が真相なのだと思える部分です。

議長・副議長の関与→→どう判断したか？

【議決】そもそも決済事務に関与しない議員が事務局の事務手続きの詳細について疑問点も指摘せず問い合わせることが不自然である。

【議決】本来、公共工事に発注関係者が受注することは元より、入札に参加する（又は指名する）だけでもコンプライアンスが確立されていないなどと非難の対象となり、厳に慎むべきだと思われる。

【解説】

議長・副議長が関与することを法秩序の崩壊として不信感をあらわに表現し、浜野工務店の実質的な経営者である濱野副議長が指名に加わり、入札に参加し、自ら札を入れる行為まで行ったことに対し、濱野副議長の越権行為を厳しく批判しています。

宝来事務局書記の証言→→どう判断したか？

甲良町官製談合事件とは

2009年7月9日に執行された甲良町発注の福祉空間施設建設工事の入札をめぐり、当時の町長、総務主監、議長、副議長が関与した疑惑事件。入札前日、マスコミに「談合」とのファックス。その後、毎議会で問題に。その年の町長選挙で官製談合を追及した北川豊昭氏が当選。予定価格を公示する際40万円をカットしたこと、指名基準を変更したこと、非公開の最低制限価格と落札額が完全一致などの「官製談合」を裏付けるいくつもの事実が判明。翌年3月、議

会は地方自治法に基づく百条調査委員会を設置。12回・9ヶ月に及び委員会の結果、「官製談合疑惑あり」の報告書を議決。2011年3月、町長、議員6人・町民有志22人が4人を官製談合罪等で告発するも、2012年検察は「不起訴処分」に。5月、議員・町民有志が検察審査会に審査申し立て、7月検察審査会は「不起訴不当」を議決。甲良町の官製談合は行政トップと住民の代表たる議会正副議長による「税金の利益誘導」と厳しく批判されている。

【議決】本件の最重要証人は死亡し、その原因等についての宝来正恵の供述内容を検察が曖昧（あいまい）で信じがたいとしているが、供述者は「職場の上司を気遣って真実を供述することができなかった、同人が自殺した後、そのような気遣いがなくなった。」と述べていることは不自然ではないと考える。

【解説】

「予定価格の85%を狙ってくる」「公表した予定価格にプラスされた40万円のことは他の業者は知らない」「最低制限価格は町が公表しないから大丈夫」などの最低制限価格の秘密を知らせた行為につながる重大な会話を議会事務局で聞いたとする「宝来証言」を重視するか否かは、起訴・不起訴の分かれ目と言っても過言ではありません。

この宝来証言を検察審査会は、元事務局局長を「最重要証人」と位置付け、「不自然ではないと考える。」と率直な判断

をくだしています。

この部分で検察審査会としての重要な指摘は、検察が宝来証言を「曖昧（あいまい）」の一言で「信じがたい」と退けたことを的確に批判していると思います。

盗水の水道料金・過料 請求したのか 公開せよ

5日、松元たけし氏は「山田議員にかかわる不正に免れた水道料金相当額と条例に基づく過料を請求したことが分かる一切の資料および法的強制力のある請求手続きをおこなったことがわかる一切の資料」を公開するよう請求しました。これは町公開請求条例に基づき請求したもので、14日以内の回答が義務付けられています。

現在、町は「個人情報保護」を理由に非公開としています。

案内: 日本共産党演説会 弁士: 市田忠義書記局長 11月23日(祝)夜6時開演 会場: ひこね燦ぱれす